

8 保育料について

(1) 保育料について

- 保育園等を利用した場合、お子さんの年齢と、世帯の市民税額に応じて保育料をお支払いください。
- 保育料は、父母の市民税額及び児童の年齢等により決定します。ただし、父母以外が家計維持の主体である場合は、家計維持主体者の市民税額によって決定します。
令和元年10月からスタートした国の幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳から5歳のお子さんと、0歳から2歳で市民税非課税世帯のお子さんの保育料は、無償です。
- 保育料の納入義務は、ひとり親等の場合を除き、ご両親それぞれにあります。保育料決定通知などの連絡は、入所申請書の申込者欄に記載の保護者宛てに行いますが、もう一方の保護者に対しても、同じ連絡を行ったものと見なします。また、保護者からの連絡は、父母どちらからの連絡であっても保護者の総意として扱います。
- 保育料額の決定通知は、毎年4月（前々年度の市民税額）と9月（前年度の市民税額）に保護者の方へ送付します。

(2) 納付について

- 保育料のお支払いは、毎月口座振替か市が送付した保育料納入通知書でお支払いください。
- 口座振替をご希望の場合は、「口座振替依頼書」の提出をお願いします。
- 正当な理由がなく保育料を滞納した場合は法的措置を執りますので、保育料は毎月の期限内に納入してください。

(3) その他経費

- 保育料（利用者負担額）とは別に、延長保育料、父母の会費、絵本代、3歳以上の子どもさんはこれらに加え、給食費（主食費、副食費、おやつ代など）等が必要です。
- これらの費用は園で集金します。
- 副食費は、世帯の状況や所得によって免除される場合があります。免除の有無は保護者宛に保育料決定通知書と一緒に「副食費のお知らせ」を送付します。

(4) 平成31年度保育料表

平成31年度の保育料は、次のとおりとなっておりますので参考にしてください。

階層区分		月額保育料						
		0～2歳		3歳		4～5歳		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
2	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
3	市民税均等割のみ課税世帯	12,500	12,200	0	0	0	0	
4	市民税所得割課税世帯	25,000円未満	15,000	14,700	0	0	0	0
5		45,000円未満	17,500	17,200	0	0	0	0
6		48,600円未満	19,500	19,100	0	0	0	0
7		54,000円未満	22,300	21,900	0	0	0	0
8		61,000円未満	25,500	25,000	0	0	0	0
9		75,000円未満	27,800	27,300	0	0	0	0
10		97,000円未満	30,000	29,400	0	0	0	0
11		115,000円未満	34,400	33,800	0	0	0	0
12		133,000円未満	38,000	37,300	0	0	0	0
13		151,000円未満	41,300	40,500	0	0	0	0
14		169,000円未満	44,500	43,700	0	0	0	0
15		195,000円未満	48,000	47,100	0	0	0	0
16		301,000円未満	52,500	51,600	0	0	0	0
17		397,000円未満	57,000	56,000	0	0	0	0
18	397,000円以上	61,000	59,900	0	0	0	0	

(5) 多子軽減について

- ① 園児が世帯の第3子以降の場合は、保育料は0円となります。
- ② 次の階層区分に属する世帯で、園児が世帯の第2子の場合は次のとおりです。

階層区分	0～2歳		3歳		4～5歳	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
2	0	0				
3 4 5 8	保育園保育料表の 2分の1の額			0		0

※ただし、第8階層は市町村民税額 57,700 円未満のみ

- ③ 次の階層区分に属し、母子・父子家庭の方や在宅障害児（者）のおられる世帯の第1子の保育料は、次のとおりです。第2子以降は0円となります。

階層区分	0～2歳		3歳		4～5歳	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
2	0	0	0	0	0	0
3	5,750	5,600	0	0	0	0
4	7,000	6,850	0	0	0	0
5	8,250	8,100	0	0	0	0
6～10	9,000	8,750	0	0	0	0

※ただし、第10階層は市町村民税額 77,101 円未満のみ

- ④ 上記①から③に該当しない世帯で、2人の児童が入所している場合は、次のとおりです。

いちばん年齢の高い児童	上記表の金額	の合計額
2番目に年齢の高い児童	上記表の2分の1	

- ⑤ 未婚のひとり親も保育料の軽減を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

(6) 多子軽減の算定にあたり申請が必要な場合

多子軽減の算定は、保護者と生計を一にする子どもが対象となります。次の場合は多子減免に該当する旨の申請が必要です。ただし、階層によっては多子減免の該当にならない場合があります。

- ① 兄弟が私立幼稚園等に通園している場合

(該当となる施設)

私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援

(必要書類)

兄弟の在園証明書

- ② 同一生計の兄弟が就学のため市外へ居住している又は市内に居住しているが大学等に進学している場合

(必要書類)

第3子以降保育料減免申請書

兄弟の学生証の写し

提出先：こども保育課（在籍中の園（所）では提出できません。）

9 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まっています。3歳から5歳のお子さんと0歳から2歳で市民税非課税世帯のお子さんの保育料が無償です。

- 延長保育料は無償化の対象外です。
- 保育園等に入園しているお子さんは、病児保育やファミリー・サポート・センターの利用料は無償化の対象外です。
- 保育園等の入園について不承諾となったお子さんが、無償化の対象であった場合、待機登録中に利用した一時預かり事業や病児保育、ファミリー・サポート・センターなどの利用料は、無償です。（育児休業中の場合は対象外です。）

無償化についての詳細は24ページ以降をご覧ください。